

様式 2 (行政手続条例適用：個票番号 3 3 0 1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成 2 7 年 2 月 1 3 日作成

処 分 名	スポーツ振興助成の決定	
根 拠 法 令 名	厚岸町スポーツ振興助成条例 (昭和50年厚岸町条例第 8 号)	
根 拠 条 項	第 4 条 第 1 項	
根 拠 条 文	教育委員会は、助成金交付の申請があつたときは、関係書類を審査し、助成金を交付すべきものと認めたときは、すみやかに交付の決定をしなければならない。	
審 査 基 準 の 内 容	<p>町は、町内のスポーツ団体、又は個人が次に掲げる事業あるいは競技会に参加する場合は、予算の範囲内で厚岸町教育委員会(以下「委員会」という。)が必要と認めた額を助成金として交付する。</p> <p>(1) スポーツ事業で国または北海道が主催するもの</p> <p>(2) 次の団体が主催する競技会のそれぞれの北海道大会並びに最終競技会</p> <p>ア 日本及び北海道体育協会</p> <p>イ 全国及び北海道各競技団体</p> <p>ウ 全国及び北海道高等学校体育連盟</p> <p>エ 中学校体育連盟</p> <p>オ スポーツ少年団大会</p> <p>交付しない場合</p> <p>暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第 77 号) 第 2 条 第 2 号の暴力団員及び同条第 6 号の暴力団の利益になると認められる場合</p>	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	1 0 日 (日曜日、月曜日及び祝日は含まない。)
	経 由 機 関	5 日 (機関名：管理課、税財政課)
	協 議 機 関	日 (機関名：)
	処 分 機 関	5 日 (機関名：体育振興課体育振興係)
所 管 部 署	厚岸町教育委員会体育振興課体育振興係	
備 考		

様式 2 (行政手続条例適用：個票番号 3 3 0 2)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成 2 7 年 2 月 1 3 日作成

処 分 名	海洋センター使用の許可	
根 拠 法 令 名	厚岸町 B & G 海洋センター条例 (平成13年厚岸町条例第43号)	
根 拠 条 項	第 5 条 第 1 項	
根 拠 条 文	海洋センターを使用しようとするものは、あらかじめ、厚岸町教育委員会(以下「教育委員会」という。)の許可を受けなければならない。	
審 査 基 準 の 内 容	<p>教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、海洋センターの使用を許可せず、又は使用させない。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(2) 海洋センターの建物、附属設備、備品等(以下「建物等」という。)をき損するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(3) 管理運営上支障があると認められるとき。</p> <p>(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第77号) 第 2 条 第 2 号の暴力団員及び同条第 6 号の暴力団の利益になると認められる場合</p> <p>教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するものの使用を拒否し、又は退去を命ずることができる。</p> <p>(1) 保護者の同伴しない未就学児</p> <p>(2) 酒気を帯びたもの</p> <p>(3) 危険物の持込み等により他人に迷惑を及ぼし、若しくは館内の設備並びにその他の物件に損傷を加え、又はそのおそれのあるもの</p> <p>(4) その他館内の秩序を乱すおそれのあるもの</p>	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	2 日 (日曜日、月曜日及び祝日は含まない。)
	経 由 機 関	1 日 (機関名：厚岸町 B & G 海洋センター)
	協 議 機 関	日 (機関名：)
	処 分 機 関	1 日 (機関名：体育振興課体育振興係)
所 管 部 署	厚岸町教育委員会体育振興課体育振興係	
備 考		

様式2（行政手続条例適用：個票番号3303）

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成27年2月13日作成

処 分 名	海洋センター使用料の免除	
根 拠 法 令 名	厚岸町B&G海洋センター条例（平成13年厚岸町条例第43号）	
根 拠 条 項	第9条第2項	
根 拠 条 文	町長は、公益上必要と認めたときは、規則で定めるところにより、使用料を免除することができる。	
審 査 基 準 の 内 容	<p>(1) 町若しくは教育委員会が主催し、又は国と共催する事業に使用するとき。</p> <p>(2) 町内の保育所、幼稚園、小中学校又は高等学校が使用するとき。</p> <p>(3) 町体育協会又は町体育協会に加盟する団体が、スポーツの振興普及を図るための行事に使用するとき。</p> <p>(4) 障害者基本法(昭和45年法律第84号)に規定する障害者及びその介助を行う者が使用するとき。</p> <p>(5) 町内に在住する小学生又は中学生が土曜日に使用するとき。</p> <p>(6) 町スポーツ少年団が使用するとき。</p> <p>(7) 町内の小学校又は中学校のPTA活動で使用するとき。</p> <p>(8) 北海道立厚岸少年自然の家北海道立青少年体験活動支援施設ネイパル厚岸の事業に使用するとき。</p> <p>(9) その他教育委員会が特に必要と認めるとき。</p> <p>ただし、収益を目的として使用する場合は、この限りでない。</p>	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	2日（日曜日、月曜日及び祝日を含まない。）
	経 由 機 関	1日（機関名：厚岸町B&G海洋センター）
	協 議 機 関	日（機関名： ）
	処 分 機 関	1日（機関名：体育振興課体育振興係）
所 管 部 署	厚岸町教育委員会体育振興課体育振興係	
備 考		

様式2（行政手続条例適用：個票番号3304）

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成27年2月13日作成

処 分 名	海洋センターの特別の設備等の許可	
根 拠 法 令 名	厚岸町B&G海洋センター条例（平成13年厚岸町条例第43号）	
根 拠 条 項	第11条	
根 拠 条 文	使用者は、特別の設備をし、又は建物等に変更を加えて使用しようとするときは、あらかじめ、教育委員会の許可を受けなければならない。	
審 査 基 準 の 内 容		
標 準 処 理 期 間	総 期 間	2日（日曜日、月曜日及び祝日を含まない。）
	経 由 機 関	1日（機関名：厚岸町B&G海洋センター）
	協 議 機 関	日（機関名： ）
	処 分 機 関	1日（機関名：体育振興課体育振興係 ）
所 管 部 署	厚岸町教育委員会体育振興課体育振興係	
備 考		

様式2（行政手続条例適用：個票番号3305）

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成27年2月13日作成

処 分 名	海洋センター使用料の還付申請	
根 拠 法 令 名	厚岸町B&G海洋センター条例（平成13年厚岸町条例第43号）	
根 拠 条 項	第10条	
根 拠 条 文	既納の使用料は、還付しない。ただし、町長が必要と認めたときは、規則で定めるところにより、その全部又は一部を還付することができる。	
審 査 基 準 の 内 容	(1) 使用日の3日前までに、使用中止、変更の届出又は使用許可の取消しがあった場合 (2) 天災その他使用者の責めに帰さない理由により、海洋センターの使用ができなくなった場合	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	10日（日曜日、月曜日及び祝日を含まない。）
	経 由 機 関	1日（機関名：厚岸町B&G海洋センター）
	協 議 機 関	日（機関名： ）
	処 分 機 関	9日（機関名：体育振興課体育振興係）
所 管 部 署	厚岸町教育委員会体育振興課体育振興係	
備 考		

様式 2 (行政手続条例適用：個票番号 3 3 0 6)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成 2 7 年 2 月 1 3 日作成

処 分 名	学校開放利用団体の登録	
根 拠 法 令 名	厚岸町立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則 (平成 6 年教育委員会規則第 1 号)	
根 拠 条 項	第 6 条	
根 拠 条 文	開放施設を利用する者は、町内に在住、在勤若しくは在学する者がグループ・団体を構成し、教育委員会に登録しなければならない。 なお、グループ・団体には成人の代表者を置くものとする。	
審 査 基 準 の 内 容	上記根拠条文のとおり 次に掲げるものに該当しないこと 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第 77 号) 第 2 条第 2 号の暴力団員及び同条第 6 号の暴力団の利益になると認められる場合	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	2 日 (日曜日、月曜日及び祝日を含まない。)
	経 由 機 関	日 (機関名：)
	協 議 機 関	日 (機関名：)
	処 分 機 関	2 日 (機関名： 体育振興課体育振興係)
所 管 部 署	厚岸町教育委員会体育振興課体育振興係	
備 考		

様式2（行政手続条例適用：個票番号3307）

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成27年2月13日作成

処 分 名	学校開放利用の申請	
根 拠 法 令 名	厚岸町立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則（平成6年教育委員会規則第1号）	
根 拠 条 項	第7条	
根 拠 条 文	開放施設を利用しようとするグループ・団体の代表者は、所定の申込書を教育委員会に提出し、あらかじめ許可を得なければならない。	
審 査 基 準 の 内 容	<p>不許可の決定を行う場合</p> <p>(1) 学校利用者(団体)登録申請書に記載された利用目的と著しく異なる目的で利用の申込みをした場合</p> <p>(2) 団体としての活動が著しく不相当と認められる場合</p> <p>(3) 過去において前2項に該当するものとして不許可の決定を受けたことがある申請者による申請の場合</p> <p>(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号の暴力団員及び同条第6号の暴力団の利益になると認められる場合</p> <p>(5) 第1条（この規則は、厚岸町における社会体育の振興のために、学校教育に支障のない範囲で学校の施設を住民の利用に供すること（以下「施設の開放」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。）の目的に反する利用</p> <p>(6) 政治的、宗教的活動のための利用</p> <p>(7) 営利を目的とする利用</p> <p>(8) その他教育委員会が不相当と判断するもの</p>	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	3日（日曜日、月曜日及び祝日を含まない。）
	経 由 機 関	日（機関名： ）
	協 議 機 関	1日（機関名：開放校学校長）
	処 分 機 関	2日（機関名：体育振興課体育振興係）
所 管 部 署	厚岸町教育委員会体育振興課体育振興係	
備 考		

様式2（行政手続条例適用：個票番号3308）

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成27年2月13日作成

処 分 名	地区体育館使用の承認	
根 拠 法 令 名	厚岸町地区体育館条例（平成10年厚岸町条例第21号）	
根 拠 条 項	第3条第1項	
根 拠 条 文	地区体育館を使用しようとする者は、あらかじめ厚岸町教育委員会（以下「教育委員会」という。）の承認を受けなければならない。	
審 査 基 準 の 内 容	<p>教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、地区体育館の使用を承認しない。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(2) 地区体育館の建物又は附属設備をき損するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(3) 管理上支障があると認められるとき。</p> <p>(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号の暴力団員及び同条第6号の暴力団の利益になると認められる場合</p>	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	2日（日曜日、月曜日及び祝日を含まない。）
	経 由 機 関	日（機関名： ）
	協 議 機 関	日（機関名： ）
	処 分 機 関	2日（機関名： 体育振興課体育振興係）
所 管 部 署	厚岸町教育委員会体育振興課体育振興係	
備 考		

様式 2 (行政手続条例適用：個票番号 3 3 0 9)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成 2 7 年 2 月 1 3 日作成

処 分 名	勤労者体育センター使用の許可	
根 拠 法 令 名	厚岸町勤労者体育センター条例 (平成15年厚岸町条例第34号)	
根 拠 条 項	第 5 条 第 1 項	
根 拠 条 文	体育センターを使用しようとするものは、あらかじめ、厚岸町教育委員会(以下「教育委員会」という。)の許可を受けなければならない。	
審 査 基 準 の 内 容	<p>教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、体育センターの使用を許可せず、又は使用させない。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(2) 体育センターの建物、附属設備、備品等(以下「建物等」という。)をき損するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(3) 管理運営上支障があると認められるとき。</p> <p>(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第77号) 第 2 条 第 2 号の暴力団員及び同条第 6 号の暴力団の利益になると認められる場合</p> <p>教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するものの使用を拒否し、又は退去を命ずることができる。</p> <p>(1) 保護者の同伴しない未就学児</p> <p>(2) 酒気を帯びたもの</p> <p>(3) 危険物の持込み等により他人に迷惑を及ぼし、若しくは館内の設備並びにその他の物件に損傷を加え、又はそのおそれのあるもの</p> <p>(4) その他館内の秩序を乱すおそれのあるもの</p>	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	2 日 (日曜日、月曜日及び祝日は含まない。)
	経 由 機 関	1 日 (機関名：厚岸町勤労者体育センター)
	協 議 機 関	日 (機関名：)
	処 分 機 関	1 日 (機関名：体育振興課体育振興係)
所 管 部 署	厚岸町教育委員会体育振興課体育振興係	
備 考		

様式2（行政手続条例適用：個票番号3310）

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成27年2月13日作成

処 分 名	勤労者体育センター使用料の免除	
根 拠 法 令 名	厚岸町勤労者体育センター条例（平成15年厚岸町条例第34号）	
根 拠 条 項	第9条第2項	
根 拠 条 文	町長は、公益上必要と認めるときは、規則で定めるところにより、使用料を免除することができる。	
審 査 基 準 の 内 容	<p>(1) 町若しくは教育委員会が主催し、又は国と共催する事業に使用するとき。</p> <p>(2) 町内の保育所、幼稚園、小中学校又は高等学校が使用するとき。</p> <p>(3) 町体育協会又は町体育協会に加盟する団体が、スポーツの振興普及を図るための行事に使用するとき。</p> <p>(4) 障害者基本法(昭和45年法律第84号)に規定する障害者及びその介助を行う者が使用するとき。</p> <p>(5) 町内に在住する小学生又は中学生が土曜日に使用するとき。</p> <p>(6) 町スポーツ少年団が使用するとき。</p> <p>(7) 町内の小学校又は中学校のPTA活動で使用するとき。</p> <p>(8) 北海道立厚岸少年自然の家北海道立青少年体験活動支援施設ネイパル厚岸の事業に使用するとき。</p> <p>(9) その他教育委員会が特に必要と認めるとき。</p> <p>ただし、収益を目的として使用する場合は、この限りでない。</p>	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	2日（日曜日、月曜日及び祝日を含まない。）
	経 由 機 関	1日（機関名：厚岸町勤労者体育センター）
	協 議 機 関	日（機関名： ）
	処 分 機 関	1日（機関名：体育振興課体育振興係）
所 管 部 署	厚岸町教育委員会体育振興課体育振興係	
備 考		

様式2（行政手続条例適用：個票番号3311）

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成27年2月13日作成

処 分 名	勤労者体育センターの特別の設備等の許可	
根 拠 法 令 名	厚岸町勤労者体育センター条例（平成15年厚岸町条例第34号）	
根 拠 条 項	第11条	
根 拠 条 文	使用者は、特別の設備をし、又は建物等に変更を加えて使用しようとするときは、あらかじめ、教育委員会の許可を受けなければならない。	
審 査 基 準 の 内 容		
標 準 処 理 期 間	総 期 間	2日（日曜日、月曜日及び祝日を含まない。）
	経 由 機 関	1日（機関名：厚岸町勤労者体育センター）
	協 議 機 関	日（機関名： ）
	処 分 機 関	1日（機関名：体育振興課体育振興係 ）
所 管 部 署	厚岸町教育委員会体育振興課体育振興係	
備 考		

様式 2 (行政手続条例適用：個票番号 3 3 1 2)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成 2 7 年 2 月 1 3 日作成

処 分 名	勤労者体育センター使用料の還付申請	
根 拠 法 令 名	厚岸町勤労者体育センター条例 (平成15年厚岸町条例第34号)	
根 拠 条 項	第10条	
根 拠 条 文	既納の使用料は、還付しない。ただし、町長が必要と認めたときは、規則で定めるところにより、その全部又は一部を還付することができる。	
審 査 基 準 の 内 容	(1) 使用日の3日前までに、使用中止、変更の届出又は使用許可の取消しがあった場合 (2) 天災その他使用者の責めに帰さない理由により、海洋センターの使用ができなくなった場合	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	1 0 日 (日曜日、月曜日及び祝日を含まない。)
	経 由 機 関	1 日 (機関名：厚岸町勤労者体育センター)
	協 議 機 関	日 (機関名：)
	処 分 機 関	9 日 (機関名：体育振興課体育振興係)
所 管 部 署	厚岸町教育委員会体育振興課体育振興係	
備 考		

様式 2 (行政手続条例適用：個票番号 3 3 1 3)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成 2 7 年 2 月 1 3 日作成

処 分 名	宮園公園体育施設使用の許可	
根 拠 法 令 名	厚岸町宮園公園体育施設管理規則 (平成16年厚岸町教育委員会規則第7号)	
根 拠 条 項	第 4 条	
根 拠 条 文	<p>体育施設を使用しようとする者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ教育委員会に使用の申込みをし、許可を受けなければならない。</p> <p>(1) 野球場及びテニスコートを使用するとき。</p> <p>(2) 各種競技大会で使用するとき。</p> <p>(3) 団体又は学校で使用するとき。</p> <p>(4) 特別の設備をして使用するとき。</p>	
審 査 基 準 の 内 容	<p>教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者の入場を断り、又は退場させることができる。</p> <p>(1) 保護者の同伴しない未就学児</p> <p>(2) 酒気を帯びた者</p> <p>(3) 危険物の持込み等により他人に迷惑を及ぼし、若しくは体育施設、附属設備等に損傷を加え、又はそのおそれのある者</p> <p>(4) その他場内の秩序を乱すおそれのある者</p> <p>(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第77号) 第 2 条第 2 号の暴力団員及び同条第 6 号の暴力団の利益になると認められる場合</p>	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	2 日 (日曜日、月曜日及び祝日は含まない。)
	経 由 機 関	日 (機関名：)
	協 議 機 関	日 (機関名：)
	処 分 機 関	2 日 (機関名： 体育振興課体育振興係)
所 管 部 署	厚岸町教育委員会体育振興課体育振興係	
備 考		

様式 2 (行政手続条例適用：個票番号 3 3 1 4)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成 2 7 年 2 月 1 3 日作成

処 分 名	宮園公園パークゴルフ場使用の許可	
根 拠 法 令 名	厚岸町宮園公園パークゴルフ場管理規則 (平成16年厚岸町教育委員会規則第11号)	
根 拠 条 項	第 3 条 第 1 項、第 2 項	
根 拠 条 文	<p>パークゴルフ場を使用しようとする者は、次のいずれかの使用券を購入しなければならない。</p> <p>(1) 1日券 (2) 回数券 (3) シーズン券(別記様式第1号) (4) シルバーシーズン券(別記様式第1号の2)</p> <p>2 30人以上の団体で使用しようとする者は、使用しようとする日の2月前から5日前までの間に、教育委員会に使用の予約をしなければならない。</p>	
審 査 基 準 の 内 容	<p>教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者の入場を断り、又は退場させることができる。</p> <p>(1) 保護者の同伴しない未就学児 (2) 酒気を帯びた者 (3) 危険物の持込み等により他人に迷惑を及ぼし、若しくはパークゴルフ場のコース、附属設備等に損傷を加え、又はそのおそれのある者 (4) その他パークゴルフ場内の秩序を乱すおそれのある者 (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第77号) 第 2 条 第 2 号の暴力団員及び同条第 6 号の暴力団の利益になると認められる場合</p>	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	2 日 (日曜日、月曜日及び祝日を含まない。)
	経 由 機 関	日 (機関名：)
	協 議 機 関	日 (機関名：)
	処 分 機 関	2 日 (機関名： 体育振興課体育振興係)
所 管 部 署	厚岸町教育委員会体育振興課体育振興係	
備 考		

様式2（行政手続条例適用：個票番号3315）

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成27年2月13日作成

処 分 名	宮園公園パークゴルフ場使用料の減免	
根 拠 法 令 名	厚岸町都市公園条例（昭和53年厚岸町条例第7号）	
根 拠 条 項	第4号	
根 拠 条 文	町長は、公益上その他特別な理由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を減免することができる。	
審 査 基 準 の 内 容	<p>条例第15条に規定する使用料を減免することができる場合の特別な理由は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 町若しくは教育委員会が主催し、又は国と共催する事業に使用するとき。</p> <p>(2) 町内の保育所、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校が使用するとき。</p> <p>(3) 障害者基本法(昭和45年法律第84号)に規定する障害者及びその介助を行う者が使用するとき。</p> <p>(4) 町スポーツ少年団が使用するとき。</p> <p>(5) 北海道立厚岸少年自然の家北海道立青少年体験活動支援施設ネイパル厚岸の事業に使用するとき。</p> <p>(6) その他教育委員会が特に必要と認めるとき。</p>	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	2日（日曜日、月曜日及び祝日を含まない。）
	経 由 機 関	日（機関名： ）
	協 議 機 関	日（機関名： ）
	処 分 機 関	2日（機関名： 体育振興課体育振興係）
所 管 部 署	厚岸町教育委員会体育振興課体育振興係	
備 考		

様式 2 (行政手続条例適用：個票番号 3 3 1 6)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成27年2月12日作成

処 分 名	温水プール使用の許可	
根 拠 法 令 名	厚岸町温水プール条例 (平成13年条例第44号)	
根 拠 条 項	第5条第1項	
根 拠 条 文	温水プールを使用しようとするものは、あらかじめ、厚岸町教育委員会の許可を受けなければならない。	
審 査 基 準 の 内 容	次に掲げるもののいずれかに該当しない場合に許可する。 1 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律第77号) 第2条第2号の暴力団及び同条第6号の暴力団員の利益になると認められる場合 2 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められる場合 3 温水プールの施設等をき損するおそれがあると認められる場合 4 管理運営上支障があると認められる場合	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	2 日 (日曜日、土曜日及び祝日は含まない。)
	経 由 機 関	1 日 (機関名：体育振興課温水プール)
	協 議 機 関	日 (機関名：)
	処 分 機 関	2 日 (機関名：体育振興課)
所 管 部 署	体育振興課温水プール	
備 考		

様式2（行政手続条例適用：個票番号3317）

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成27年2月12日作成

処 分 名	温水プール使用料の免除	
根 拠 法 令 名	厚岸町温水プール条例（平成13年条例第44号）	
根 拠 条 項	第9条第2項	
根 拠 条 文	町長は、公益上必要と認めたときは、規則で定めるところにより、使用料を免除することができる。	
審 査 基 準 の 内 容	次に掲げるもののいずれかに該当するときに免除する。 1 町内の保育所、幼稚園、小中学校又は高等学校が使用するとき。 2 町体育協会又は町体育協会に加盟する団体がスポーツの振興普及を図るための行事に使用するとき。 3 障害者基本法（昭和45年法律第84号）に規定する障害者及びその介助を行う者が使用するとき。 4 町内に在住する小学生又は中学生が土曜日に使用するとき。 5 北海道立青少年体験活動支援施設ネイパル厚岸が主催する事業に使用するとき、又は当該施設を利用する若しくは個人が使用するとき。 6 その他教育委員会が特に必要と認めたとき。	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	2日（日曜日、土曜日及び祝日は含まない。）
	経 由 機 関	1日（機関名：体育振興課温水プール）
	協 議 機 関	日（機関名： ）
	処 分 機 関	1日（機関名：体育振興課 ）
所 管 部 署	体育振興課温水プール	
備 考		

様式2（行政手続条例適用：個票番号3318）

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成27年2月12日作成

処 分 名	温水プールの特別の設備等の許可	
根 拠 法 令 名	厚岸町温水プール条例（平成13年条例第44号）	
根 拠 条 項	第11条	
根 拠 条 文	使用者は、特別の設備をし、又は建物等に変更を加えて使用しようとするときは、あらかじめ、教育委員会の許可を受けなければならない。	
審 査 基 準 の 内 容	特別の設備等の許可をする場合は、次のような場合とする。 1 施設をき損するおそれがない設備であること。 2 復旧が容易にできること。 3 使用に際し危険がない器具であること。	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	2 日（日曜日、土曜日及び祝日は含まない。）
	経 由 機 関	1 日（機関名：体育振興課温水プール）
	協 議 機 関	日（機関名： ）
	処 分 機 関	1 日（機関名：体育振興課）
所 管 部 署	体育振興課温水プール	
備 考		

様式2 (行政手続条例適用：個票番号3319)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成27年2月12日作成

処 分 名	温水プール使用料の還付申請	
根 拠 法 令 名	厚岸町温水プール条例施行規則 (平成13年教育委員会規則第9号)	
根 拠 条 項	第10条第2項	
根 拠 条 文	使用料の還付を受けようとするものは、使用料還付申請書 (別記様式第4号) を教育委員会に提出しなければならない。	
審 査 基 準 の 内 容	次に掲げるもののいずれかに該当する場合に還付する。 1 使用日の3日前までに、使用中止、変更の届出又は使用許可の取消しがあった場合。 2 天災その他使用者の責めに帰さない理由により、温水プールの使用ができなくなった場合。	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	2 日 (日曜日、土曜日及び祝日は含まない。)
	経 由 機 関	1 日 (機関名：体育振興課温水プール)
	協 議 機 関	日 (機関名：)
	処 分 機 関	1 日 (機関名：体育振興課)
所 管 部 署	体育振興課温水プール	
備 考		